

原議保存期間	1年(令和3年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年3月31日まで)

各 附 属 機 関 の 長
各 地 方 機 関 の 長 殿
各 都 道 府 県 警 察 の 長
(参考送付先)
庁 内 各 局 部 課 長

警 察 庁 丁 給 厚 発 第 1 2 1 号
令 和 2 年 2 月 2 6 日
警 察 庁 長 官 官 房 給 与 厚 生 課 長

新型コロナウイルス感染症に係る各種相談窓口の部内共有について（通達）

新型コロナウイルス感染症については、各都道府県において、新型コロナウイルス感染症が疑われる者の相談を受け付ける「帰国者・接触者相談センター」が設置されているほか、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な電話相談を受け付ける相談窓口も設置されているところである。

警察では、職員の感染が疑われる場合のほか、各種警察活動において応対する一般市民等の感染が疑われる場合等においても、これら相談窓口を利用する場合は想定されることから、各機関において、都道府県等が設置する各種相談窓口に関する情報（連絡先、受付時間等）を把握し、関係し得る各部門にあらかじめ適切に共有しておくことにより、新型コロナウイルスへの円滑な対応に万全を期されたい。